平成２２年（フ）第３００９号
名古屋市緑区平子が丘3322番地　左京山ヒルズＢ棟102号
債務者　石川　怜未
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１９号
三重県伊賀市荒木336番地の１
債務者　岩木　武晴
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１２０号
三重県伊賀市荒木336番地の１
債務者　岩木　百合
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第９０２号
堺市中区陶器北71番地８
債務者　大目　裕矢
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３３５号
堺市中区土塔町3157番地１
債務者　但馬　純子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４５０号
堺市中区深阪2443番地９
債務者　渡嘉敷和歌子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４５３号
堺市中区土塔町3157番地１
債務者　但馬　晴生
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４７８号
堺市南区赤坂台３－９　26号棟110号室、住民票上の住所大阪府大阪狭山市茱萸木８丁目1575番地の15
債務者　植村　秀喜
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５３８号
堺市南区鴨谷台３丁３番４―518号
債務者　岸本　忠教
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５４９号
堺市東区北野田393番地15、前住所堺市東区南野田14番地101
債務者　足利工務店こと　足利　寿信
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５８０号
堺市堺区大浜北町３丁４番２号　朝日プラザ大浜4004号
債務者　中村　清美
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５８３号
堺市南区三原台１丁３番２―207号
債務者　小河　　功
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６１２号
堺市堺区北三国ヶ丘町８丁７番33―505号
債務者　西田　浅生
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４５３号
兵庫県伊丹市山田５丁目５番５―103号
債務者　三野宮直子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２２２号
兵庫県明石市藤江1214番地の10、旧住所神戸市西区伊川谷町有瀬36番地の11　シャルマンコーポ朝霧609号
債務者　中尾　　誠
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３００号
兵庫県明石市二見町東二見425番地の１
債務者　小平　和代
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３４６号
兵庫県明石市二見町西二見44番地の５　ウエステージ明石弐番館604号
債務者　加島　正照
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係